

2022年4月1日から

成年年齢が“18歳”になりました

※18歳以上は未成年者取消権の適用対象外となりました。

18歳から保護者の同意なしに
契約ができます。



契約で困ったら一人で悩まず、気軽に消費生活センターに相談を！

Q1 どんな内容を相談できるの？

「サブスクを解約したはずなのに、料金請求が止まらない」「美容エステの無料体験に行ったら、契約を勧められ断り切れず、高額な契約をしてしまった」など事業者とのトラブルについて相談ができます。

Q2 料金は？ 秘密は守られるの？

行政サービスなので相談は無料です。ただし通話料がかかります。相談の秘密は守られます。外部に漏れることはありませんので、ご安心ください。また、本人の承諾を得ずに事業者に連絡することはありません。

新宿消費生活センターでは消費生活に関する様々な相談に消費生活相談員や弁護士が対応しています。

✓ 弁護士相談 (まず、消費生活相談員がお話をうかがいます)

法律上の問題に関わる消費生活相談に、弁護士が助言等を行います。

✓ 多重債務相談 (まず、消費生活相談員がお話をうかがいます)

弁護士による債務整理等の相談を行います。

月～金(年末年始、祝日等を除く) 電話相談：午前9時～午後5時 / 来所相談：午前9時～午後4時30分

新宿区立新宿消費生活センター

〒160-0022 新宿区新宿 5-18-21
新宿区役所第二分庁舎3階

消費生活相談専用

☎ 03-5273-3834

Fax 03-5273-3110

☎ 03-5273-3830

東京都消費生活総合センター
午前9時～午後5時 ※土曜日のみ
☎ 03-3235-1155

(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
午前11時～午後4時 ※日曜日のみ
☎ 03-6450-6631

(公社)全国消費生活相談員協会
午前10時～午後4時(正午～午後1時までは休み)
☎ 03-5614-0189

土日の電話相談

つまったら
電話だね!



身近な消費生活センターにつながる 消費者ホットライン **188番** (局番なし)